

太陽光、売電は減税幅縮小

16年度税制大綱② 再生エネの優遇見直し

2016年度の税制改正大綱には太陽光や風力、小規模水力など再生可能エネルギーの発電設備を設置した企業への税制優遇措置「グリーン投資減税」の見直しも盛りこまれた。

電力会社に売電するために導入する太陽光発電設備は16年3月末で対象から外れる。

大規模太陽光発電所（メガソーラー）の運営企業などどのような影響を与えるのか。

税理士法人ASC（東京・港）の鶴之沢巧税理士に聞いた。

税理士法人ASC

鶴之沢 巧氏

— 現行のグリーン投資減税の目的と仕組みを教えてください。

「環境負荷の低い再生可能エネルギーを普及させようと、政府が11年度の税制改正で創設した。企業は再生可能エネルギーの発電設備の設置にかかった費用を、複数年かけて減価償却する。グリーン投資減税を使えば、初年度に計上する減価償却費を大幅に増やせる。その分だけ利益が目減りするため、法人税の支払額を抑えられる」

「太陽光は発電能力10kW以上、風力は同1万kW以上の設備が対象となる。経済産業省から再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の設備認定を受けた企業や個人事業者が利用可能。太陽光は15年3月まで、初年度に100%償却する「即時償却」を選択できた。資本金1億円以下の中小企業の課税所得が2000万円だとすると、同額の太陽光発電設備を導入して即時償却を利用すると法人税がゼロになった。現在は初年度に取得価格の30%を償却する「特別償却」を利用できる」

地熱やバイオマス 普及を後押し

— 今回の税制改正でどう変わるのでしょうか。

「売電目的の太陽光は特別償却もできなくなり、グリーン投資減税の対象から外れる。一方、発電能力10kW以上で、FITの設備認定を受けていない自家消費用の太陽光を導入するケースを対象に加える。普及の遅れている地熱や木質バイオマスの発電設備も特別償却できるようになる。風力は即時償却が廃止さ

れ、特別償却だけになる」

「太陽光は再生可能エネルギーのなかで、地熱やバイオマスなどの電源に比べて普及している。今後は他の電源の普及に取り組みたいという政策判断があったのではないかと推察する。法人実効税率の引き下げなどによる税収の減少分を補うという狙いもあるかもしれない」

— グリーン投資減税に代わる優遇税制はありますか。

「設備投資をするときに税制優遇措置を受けられる「生産性向上設備投資促進税制」を活用する方法がある。グリーン投資減税と同じく初年度に減価償却費を増やせる。ただ、同税制も16年3月末で即時償却がなくなる。4月以降は50%の特別償却に縮小され、17年度には同税制そのものが廃止となる方向だ。それでも16年度はグリーン投資減税よりも特別償却は有利なため、同税制を活用する企業は多いだろう」

— グリーン投資減税と生産性向上設備投資促進税制の違いはどこにありますか。

「制度の趣旨は異なるものの、企業のメリットの観点からは両者に大きな違いはない。実務面では生産性向上設備投資促進税制の適用手続きに手間がかかることに注意してほしい。経産省からFITの設備認定を受けたうえで、建設予定地の設備投資額や売電収入の見通しなどをまとめた「投資計画案」を作成する。投資計画案に無理はないか、投資に対する利益率が一定以上かを公認会計士や税理士がチェックする。投資利益率は中小企業で5%以上、大企業



太陽光は地熱やバイオマスなど他の電源に比べて普及している

同2分の1に拡充する。これを勘案しても売電収入を目的とした節税対策として、太陽光の魅力は薄れつつある。生産性向上設備投資促進税制の特別償却がなくなれば、設置する企業は減るだろう。株式や不動産などに投資する従来の節税対策に戻る企業が増える可能性もある」

（聞き手は後藤健）

で15%以上となる必要がある」

「これらを終えてようやく税制優遇措置を受けられる確認書を経産省から発行してもらえ。実際は企業に代わって公認会計士か税理士が建設地の経済産業局か、企業の本社所在地を管轄する経済産業局を訪ねて手続きをする。確認書の発行には2～3カ月かかる場合もある」

償却資産税には 課税減らす措置も

— 節税目的で太陽光発電設備を設置する企業や個人事業者に厳しい税制改正です。

「今回の税制改正では太陽光にかかわる減税も盛りこまれた。固定資産税の一種である償却資産税には、最初の3年間の課税を3分の2に減らす特例措置がある。16年度からは



うのざわ・たくみ 2012年早大商卒。会計事務所勤務を経て、14年7月に税理士法人ASCを中村健一郎代表社員と共同設立。太陽光発電の税制専門家として、中小企業や投資家に対して即時償却や消費税還付などのアドバイスをしている。